道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西蒲区役所建 設課において、一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

新潟市長 篠 田 昭

道路の	路線名	区間	変更	敷地の	
種 類			前後別	幅員 (m)	延長 (m)
県道	長岡栃尾巻線	新潟市西蒲区漆山字川東 7247 番地先	前	8.4~10.4	200.0
		から			
		新潟市西蒲区漆山字川東 7176番1地	後	9.9~10.4	200.0
		先まで			
県道	佐渡山巻線	新潟市西蒲区馬堀字十二原 2541 番 1	前	8.0~11.0	242.7
		地先から			
		新潟市西蒲区馬堀字十二原 2479 番 1	後	9.0~18.6	242.7
		地先まで			